

中世獨逸に於ける國家統一の問題

上原專祿

現代の獨逸國民がヒットラー總統の下でなし來つたところを、その民族史的發展の全過程の中で評價し又は理解し
るべき時期には未だ立ちいたつてゐないのであるが、その或るものについては、すでに今日、ある程度まで歴史的評
價がなされてもよいと考へられる。わけても、一九三四年一月三十日、ライヒ議會が『ライヒ改造に關する法律』全
六條を通過せしめ、特にその第二條第一項において『諸地方の諸主權がライヒに移轉せられる』ことを、又第二項に
おいて『地方諸政府がライヒ政府に從屬する』ことをそれぞれ規定したことは、獨逸民族が永く仰望しながら、しか
も實現しえなかつたところの國家統一をば成就したものととして、獨逸法制・及び政治上、ともかくも劃時代的な事
件と觀てよむと思ふ。

この『ライヒ改造に關する法律』については、法律公布の翌日フリック内相がラヂオを通じて『理由づけ』を行つ
たこと (Die Rede des Führers Adolf Hitler am 30. Jan. 1934 im Deutschen Reichstag nebst dem Gesetz über den Ner-

aufbau des Deutschen Reiches und der Begründung von Reichsminister Dr. Frick. Reclam. Nr. 7250, S. 61-71.)。これによると、内相は逐條説明に入るに先ち、ザクセン及びフランケン諸帝時代の第一ライヒ、ビスマルクの第二ライヒがそれぞれ國家統一に破れて崩壊した後、ヒットラー總統の第三ライヒが興起し來つた一般的經過を述べ、『昨年における總統の、おそらくは最大の業績は、獨逸民族をば一の國民に統一し、熔接することであつた』と云ひ、『われわれの時代の歴史的課題は、從來の聯合國家の代りに、一の力に充ちた國民的統一國家を創造することである』とも述べて(前掲書、六五、六六―六七頁)、國民的統一國家の實現が、即ち新國家の内容をなすといふ風に説かれてゐる。云ふまでもなく、獨逸にあつても、國家統一の問題だけが唯一の政治問題を形作つてゐるわけではなく、又國家統一の問題だけに限つても統一の機構や方法に關して種々の場合があり、更に注意すべきことには、統一問題の性質及び内容には時代毎に著しく異なるものがある。されば、此の法律によつて、獨逸民族多年の懸案であつた國家統一の問題が解決せられたといふだけでは、歴史的な理解としては、殆んど無意味に近い。多年の懸案とはどの時代からのことを指しうるのか、今次のものが如何なる關係での國家統一であるかが考へられねばならず、そのためには一應各時代についてそれぞれの國家統一の問題の性質、構造、内容などが明かにせられねばならない。

此の小篇では、十世紀から十三世紀中葉に至る中世獨逸における國家統一の問題の性質と内容を考へることを目的とするのであるが、あたかも此の點に關しては前記フリック内相の演説中に次の如き所言があり、政府當局の中世國家觀として、極めて興味深く眺められるのである、『獨逸人の存する限りは、民族たるの生活に對して、外側の纏りある國家形態をも與へやうといふ、獨逸人の渴望が亦存すると云はねばならぬ。而かも千年以上に及ぶ獨逸民族の

歴史中、此の願望はたゞ一度充たされたに過ぎない。即ち、ザクセン及びフランケン諸帝の時代に方つて、一の強力な、纏つた獨逸國民國家が存在し、民族の一團となつた力をばその敵に對して用ひ、外に向つてはその國境を防禦し内に在つては和平に盡しうる状態にあつた。しかしながら辛うじて二百年間此の第一帝國は存続したに過ぎない。すでにホーヘンシュタッフエンの下に、外貌の光輝燦たるにも似ず、帝國の没落が始まつた、尤もこれは現代に至つて漸くその終局を見るべきものであつた。諸帝はローマ帝冠に對して、その獨逸王位に對してよりも、より多くの價値を置き始めた。諸帝は民力をば、教皇や、伊太利その他獨逸以外の勢力範圍の反對者との彌新たる戦争、に蕩盡した。彼等は獨逸民衆をば一の帝冠のために、即ち彼等に外面的な光輝を附與するではあらうが、その人民の利益のために用ひうべき何等の力をも附與しえぬ帝冠のために、犠牲に供した。内にあつては諸侯及び聖職貴族たちは、餘りにも度重なる皇帝の不在をば利用して、己れが家勢強大をはかつた。諸侯が愈々大となり強となるや、皇帝は愈々弱小となつた。單に強力な國家權力を阻止せんがためばかりに、諸侯は、民族の異なる外邦人を皇帝に選立し、外國と同盟するやうなことさへ、敢て仕でかしてしまつた。………：コルシカの侵略者の壓迫の下に此の無力なる、たゞ有名無實の存在を續けきたつた帝國は、一八〇五年八月六日その不名譽なる終末を告げたのである。』（前掲書、六一—六三頁）

獨逸史學界における所謂「獨逸皇帝政策」を中心とする近時の諸文獻（本誌所載、増田四郎氏編、「獨逸皇帝政策文獻抄」參照）に多少とも通じてゐるものは、此のフリック内相の所言と現代獨逸史家の一般の見解との間には、中世獨逸國家の諸問題に關して、相當大きい距離が存してゐることに、直ちに氣づくであらう。殊にシュタッフエン諸帝の

4 政策については、近時の研究家の多くは、たとへばハラール、ブラックマン、ハンベ、ヴェーゼ等の諸氏は、後述のやうに、之れを現實政治の意味で不可避であり、不可缺であるところの政策と考へようとしてゐられるのであつて、ローマ帝冠にまつはる空漠なる外面的光輝を求めての行動とは觀ない傾向にある。それだけに十三世紀中葉期の空位時代を頂點とする國家分裂、一種アナキ一の出現は、いはゞ悲劇的運命のものとも觀ぜられることとなる。國家分裂の責任をシュタウフェン諸帝に歸せしめやうとするフリック内相の見解は、ザクセン、フランケン諸帝の時代を理想的國家統一の時代とする觀照とともに、いはゞ樂觀的觀察とも稱せられうる。現實政治家の片言隻句に學問研究の立場から多くを期待するのはもとより頭初から無理な話であり、政治家の所言はアズ・サッチとして別箇の角度から——たとへば、あたかもフランケン諸帝以來の敍任權爭議期や、フリードリッヒ二世時代に始まる政治的プロパガンダ諸史料とともに、獨逸政治・及び國家思想史の一資料たるの角度から——意味を有たせねばならぬわけのものであらう。しかもこれを敢て學問的理解として眺めるとき、フリック内相の所言が、古くはハインリッヒ・フォン・ジーベルや、近くはアメリカのトンプソン教授等の所見に近いところの一の感興がある。

二

さて、十世紀から十三世紀中葉にかけての中世獨逸に於ける國家統一諸問題の性格を考へるに方つて、先づ想ふべきは獨逸國家成立の歴史的經過である。周知の如く、獨逸國家の成立を西紀何年のことと觀るかに就いては、學界に於いてはもとより、一般國民信仰に於いても何等の定見がなく、その點わが國史の場合と著しい對照を形作つてゐる

のであつて、たゞカロリング朝のフランク統一國家の解體に即して獨逸王國の成立があつたといふ風に概言しうるに過ぎない。このことは又、若干事情の相違を念頭に置く必要はあるが、佛蘭西、伊太利の成立についても同様に言ひうるのである。しかるにフランク統一王國の解體なるものは、一時に行はれたものではなく、解體の道標としては、少くとも八四三年のヴェルダン條約、八七〇年のメールセン條約等を考へねばならない。もとよりカール肥王のとき八八五年から八八七年までの數年間、フランク王國の統一が再現せられるが、これはノルマン民族の西フランク王國侵入といふ非常時狀態の生んだ異常現象と觀ねばならず、八八八年以降東西兩フランク王國の合同は永久に行はれないこととなつた。

今、フランク統一王國解體の道標と目せられる是等條約の性質を見るに、先づヴェルダン條約は、ルードウィッヒ虔王の三子、ロタール一世、ルードウィッヒ獨逸王、カール禿王相互間における統治區域の協定、勢力範圍の決定を目的とするものであつて、史料にはたとへば『フルダ年代記』八四三年の條に『三部分に分割して……三王……王國をば相互の間に分配せり』(Annales Fuldenses, Ed. Pertz-Kurze, 1891, p. 34)とか、『クサンテン年代記』同年の條に『平等に(aequo) 彼等フランク人の王國をば三分せり』(Ann. Xantenses, Rec. Simson, 1909, p. 13)とかいふやうに誌されてゐる。此の條約により、ロタール一世は伊太利、プロヴァンス、ブルグンド、ロタールンゲンの諸地方を、ルードウィッヒ獨逸王はその以東を、カール禿王はその以西を領するに決定したのであるが、この決定は適々『クサンテン年代記』が『平年に三分せり』と言つてゐるやうに、カロリング王家の諸皇子間に勢力均衡のとれた領土分割を行ふを主眼としたものであり、その分割の動機から見ても、基準から言つても、所謂民族主義的見地の如きものは毫

も顧慮せられてゐないことは、ハラー教授の強調せられる通りであると考へてよむ (Johannes Haller: Die Epochen der deutschen Geschichte, 1937, S. 17)。この點は八七〇年のメールセン條約の場合でも同様であり、ロターリングを繼承したロタール二世の死歿 (八六九年) に乗じて、家勢伸張を企てたルドウィッヒ獨逸王とカール禿王とがロターリングを兩分し、今や東西兩フランク王國は直接に國境を接するに至るが、しかも兩分に際しては言語、民俗等の相違が顧慮せられてゐたわけではない。

要するに、獨逸國家の成立に關しては、第一、フランク統一王國の解體現象を裏返しに觀て獨逸國家の成立を觀念しうるに過ぎぬといふこと、第二に、その解體の國家法制的表現たる國家分割は、カロリング王家諸皇子間の勢力抗争を經とし、これに對する貴族等の動向を緯として現實政治的に定められるのであつて、その間何等民族主義等の原理が動いて居らぬこと、第三、況んや統一國家としてそれぞれの領域において獨立しなければならぬやうな民族團結とか、社會・經濟事情とかあつて、東西分離が行はれたものではないこと、第四に、フランク王國の解體は、遅くも九世紀四十年代以降、現實政治狀勢の推移に應じて徐々に行はれたものであるが故に、獨逸國家成立の年代も之れを明確に告げることができぬといふこと、是等のことが言ひうらと思ふ。ハラー教授は獨逸國家の成立年次をば、コンラッド一世 (九一一年—九一八年) 卽位の年たる九一一年に求むべしとしてゐられるが (前掲書、一五頁)、これは東フランク王國におけるカロリング王統の斷絶を重視せられた結果と觀てよい。カロリング王統の斷絶は、東フランク王國の國內統一の問題に關しても輕からぬ意義を有つと考へられるのであり、事實、カロリング王統そのものに執して、王統外のコンラッド一世を承認するを欲しなかつたロートリンゲン公國が西フランク王國側に歸屬するといふ

やうな重要な政治的結果も生じるのであるが、而もこれは東西兩フランク王國の分立といふ既成の基本關係内の一事情と觀ねばなるまい。コンラッド一世の即位によつて、東フランク王國の國家構造や政治機構に一大變化が生じたわけでもなく、獨逸王國といふ名稱が生れたわけでもない。況んや東フランク王國に内在する國家統一の難關たるシュタム諸公國の分立的・獨立的傾向は、コンラッド一世以後も、九世紀末葉と毫も異るところなく、依然同様の形で存續してゐる。此のシュタム諸公國の獨立傾向に關しては、觀察を少くともカール大王の時代にまで遡らせなければならぬ。

カール大王（七六八—八一四年）が中歐統一の霸業を完成するためには、尙ランゴバルド王國を服し、バイエルン公國を従へ、ザクセン國を征する等の必要があつた。これらの諸事業のうちランゴバルド王國の併合（七七四年）は比較的簡單に行はれたけれども、バイエルン公タシロの廢位（七八八年）までには相當面倒な政治的經緯があり、殊にザクセン征討事業は、此のシュタムの頑強なる抵抗の故に遅々として進まず、七七二年より算へて三十餘年の長年月と不屈の攻撃力とを費して、漸く之れを服しえた次第は、『フランク王國年代記』や、アインハルトの『カール大王傳』等の誌すが如くである。

かやうにしてシュタム諸國家を従へ、領域擴大を行つたフランク王國の全土には、わが國令制の國司に似て、しかも權限の大なるものありとも考へられる伯によつて統治せられる伯管區の制度が布かれるのみならず、地方へは國王に信任厚き巡察使が派遣せられて中央との連繫が緊密にせられる。新附のシュタムにおいても、十二歳以上の男子は各個に國王への忠誠誓言を行つて、臣民たるの義務履行を誓約する。かくて、個人に分解せられた人民は、國王の前

にすべて平等の立場に立ち、その人民をば國王が絶対權を以つて統治する關係であるやうに一應は觀察せられるのである。しかしながら、此のフランク國王の絶對的地位については從者制等に關連せしめて深く考へなければならぬ複雑微妙な法制史的問題を含んでゐて、簡單に東洋流の絶對君主とは考へられぬのみならず（拙稿、『Gefolgschaft und Vasallität im fränkischen Reiche und in Japan.』 *Wirtschaft und Kultur. Festschrift zum 70. Geburtstag von Alfons Dopsch*, 1938, S. 135-154）、その個別主義、平等主義も國王と人民との國法的關係が直接問題になる限りのものであつて、團體的差別主義がフランク國民生活の一切から拂拭せられてしまつたのではない。此の團體的差別傾向はフランク國民の中でも殊にゲルマン民族の間に顯著であり、特にそれはサリ及びリプアリ兩フランクン族法の他に、アラマーネン族、バイエルン族、ザクセン族、チューリッゲン族、フリーゼン族等の諸人民法の多元的併存を認めてゐる關係のうちを示されてゐる。

かくの如く、フランク王國の領域擴大によつて、シュタム諸公國の國法的獨立性は否定せられるけれども、各シエタムに於ける社會及び法律關係の特異性は否定せらるべくもないこと、ヘック教授等の強調せられるが如くである（堀米庸三氏稿、『フィリップ・ヘックの近業』、史學雜誌、第四十九編第十號、八八一—一〇一頁、參照）。しかしながら、人民法の多元的併存に現れた團體的差別關係は、直ちに地方政權の獨立的傾向を示唆しないとは言ふまでもない。カロリング王朝の統治實力が強大である限りは、内に國民生活の團體的差別主義を藏せしめながら、國王との關係においては個別的平等主義が維持せられ、國王は直接に一般人民を統治することが可能である。しかしこれは、統治實力といふ本來非合理的・現實的要素が有力に働く限りのことであるから、その實力がカール大王の歿後、殊にルードウィ

ツヒ虔王（八一四—八四〇年）の歿後、カロリング王家諸皇子間の家勢抗争のうちに全體として低下してくると、大體シュタム諸人民法の行はれてゐる領域毎に、シュタム貴族の政治的興隆があり、特に、ザクセン、シュワーベン、バイエルンのシュタム諸公國の分立的・獨立傾向が顯著に現れて來る、と解せられるのである。東フランク王國において、カロリング王統が斷絶し、コンラッド一世の治下に入つても、シュタム諸公國の獨立的・分立的傾向をいかにまとめて行くかといふ問題は、その儘に持越されてゐるのであつて、獨逸王國は內的分裂の強い要素を内に含みつゝ、成立の歩を進めて行つた、と言はねばならない。

三

以上略説したやうに、獨逸國家には、その成立の頭初からして、獨立的傾向の強烈なシュタム諸公國の動向に對して、如何にして國家全體の統一を維持してゆくかといふ課題が與へられてゐた。これが中世獨逸における國家統一問題の最初の形であり、又その内容でもあつて、その課題を直接に擔當し、問題解決の衝に方るものが即ち國王であると觀られる。

かゝる内容の國家統一の問題は、當時の西フランク王國即ち佛蘭西における同種の問題に比して、少くとも二點において性格の相違が認められる。第一、佛蘭西においては、シャルル（カール）肥王に代つて、ロベール家のユードが國王に選立せられ（八八七年）、十世紀に入ると、ロベール、ラウールの二王が同家から選立せられてゐるが、而かも九八七年、ロベール家の末裔ユード・カペーによるカペー王統の樹立があるまでは、カロリング王家からも四人

の王の選立があり、カロリング王家の傳統的地位は、特にランス大司教等の精神的支援をも受けて尙相當に強固であり、同時に細々ながらも國家統一の傳統的中心を形作つてゐたと解せられる（その間の消息は Richer Historiarum libri III. Rec. Waitz, 1877. に詳し）。十世紀の佛蘭西政治史は、この傳統的地位を護持せんとするカロリング家に對して、實力を以つて迫らんとするロベール家の抗争を樞軸として展開せられたと言つてよい。然るに獨逸にあつては、ルードウィヒと兒王の死によつてカロリング王統が絶へると、國王は傳統とはかかはりなしに王權強化と國家統一の方策とを講ぜざるを得なくなり、却つて濼瀾たる國王の動きが示されてくる。次に、第二の相違は、カロリング王家傳統の存否よりも更に重要であり本質的である。佛蘭西に於ける國家統一の問題は、反對勢力を抑壓して何人が王位を占めるかといふ問題であるに止まらず、何人が王たるにもせよ、國王そのものから分離して行かうとする封建貴族の獨立的傾向に對して、王權を強化し國家の全體性を維持するといふ性格のものであつた。あたかも九世紀末葉から十世紀にかけての王位抗争の政情に乗じて、封建貴族の獨立傾向は顯著となり、單に公・侯・伯のみならず副伯の獨立化が行はれ、佛蘭西全土にはいはゞ無限に分裂してゆく大小地方政權の樹立が行はれたのである。カロリング王家の傳統的地位が尙も強固であつたといふのは、王位抗争の平面においてのことであつて、對封建貴族との政治的關係におしてでもなく、レーエン法上の位置に關してでもない。このことは九八七年カペー王統の樹立があつても、毫も變化しなかつたのである。然るに獨逸に於ける國家統一の問題は、少くとも十世紀における最初の形においては、佛蘭西の場合と異つて、諸公國の獨立的存在に對して獨逸全國の統一をいかにして保持するかといふ性質のものである、換言すれば、すでに一定の纏りを有する全體（諸公國）と、それよりも更に高次の全體（獨逸國家）との關連の問題で

あつて、未だ佛蘭西における如き封建的分裂の危機には立ち到つてゐない。

かやうな性格の國家統一の課題に對し、獨逸歴代の諸王が採つた方策の内容や成否を考へるのは本稿當面の任務ではないが、コンラッド一世（九一一—九一八年）の無策、無力と、シュタム諸公國中最有力なるザクセン公家のハインリッヒ一世（九一九—九三六年）の、所謂「リアリスティックな政治的手腕による巧妙なる統一」（増田四郎氏稿、『中世北歐商業の展開』、社會經濟史學、第七卷第六號、四八頁）との後を受けて、大王と稱せられるオットー一世（九三六—九七三年）の採つた方策については一瞥を投じて置く必要がある。

國家統一の問題に關連してオットー一世によつて採られた方策には大要二つの方面がある。第一には親族姻戚をば諸公に封じて王室との連繫をば計る方面であり、第二は司教・修院長の聖界勢力を助長して、俗界勢力の分立的獨立傾向を中和せしめる方面である。前者は、單に婚姻政策によつて王室の安泰を期するといふ意味ではなく、諸公國の獨立傾向を既定の事實として認め、その傾向を否定するといふよりは統制するといふ方法であつて、支那周代に同姓の諸侯を封ずるといふものと一脈の類似あるを思はしめる。諸公に關しては、近頃ホルツマン教授が、從來諸公はシュタムの君侯であつたものが、オットー一世以來官吏となると言はれたのに對し（R. Holzmann: Kaiser Otto der Grosse, 1936, S. 43）、オットーの前後によつて峻別を考へがたしといふ批評が存することを注意する必要がある。（Joh. Haller, HZ, Bd. 154, 1936, S. 342-3）。此の親族・姻戚をば諸公に封ずるの政策が、大いなる効果を有たないところから、第二の聖界勢力の政治的援用は愈々重要さを増してくる、聖堂への寄進や、所謂「オットーの特權狀」などを中心とする經濟・及び法制的諸問題は、此の政治狀勢の裡に理解せられねばならぬ。

しかしながら、オットー一世の、國家統一問題に關する方策は、此の二項に竭きるものではなく、王の東方政策並に伊太利政策が此の問題と如何に交渉し來るかを考へねばならない。云ふまでもなく、オットー一世並にその後の東方・及び伊太利政策は、諸公國の獨立的傾向に對していかにして獨逸の統一を維持するかといふ形の國家統一問題の角度のみから考ふべきではなく、むしろカロリンドン帝國以來の基督教的な世界國家建設の問題として取扱ふべしとするのが、普通であらう。あたかもオットー一世の東方政策に關しても、單に東境確保の現實政策であると觀る從來の所見に對し、之れを西方・及び伊太利政策とともに『普遍的カロリンドンの顯現と考へようとするブラックマン教授の所説も存するのである (A. Brackmann: Die Ostpolitik Ottos des Grossen, HZ, Bd. 134, 1926, S. 242-256)。併しながら、深く思ふべきは、世界國家建設の問題が單にローマ理念の實現といふが如き理念史的契機に即してのみ考へらるべきであらうか、といふことである。オットー三世 (九八三—一〇〇二年) の如き特殊の性格と境遇との人物に就いてこそ、ローマ理念の實現が政治行動の實際契機とも成りえたであらう (P. E. Schramm: Kaiser, Rom und Renovatio, 2 Teile, 1929; K. Hampe: Kaiser Otto III. und Rom, HZ, Bd. 140, S. 513-533)。併しながらオットー一世の如き現實政治家に就いては、その伊太利政策なるものも現實政治上不可避の政策であるとするハラー教授の見解が充分に顧慮せられねばなるまい、即ち、獨逸國家の統一的存在を確保するためには、ランゴバルド王ベレンガル二世による伊太利統一の危險を未然に防止しなければならず、世界貿易の圏外に獨逸が逸脱せざらんがためには、ヴェネチアとの連繫を維持せねばならず、獨逸國內統一の重要支點を司教に求むる以上は、教皇をも自己の勢力下に置き、ローマを確保し、ローマ帝冠をも獲得せねばならぬ、といふのが教授の見解である (Joh. Haller: Die Epochen der deutschen

四

かやうにしてオットー諸帝の時代に於いては、多少ともシュタム諸公國の獨立傾向を認めて置きながら、之れを聖界勢力によつて中和せしめるといふ方法が採られてゐたと觀られるが、フランケン（ザーリア）諸帝の時代（一〇二四—一二二五年）に入ると、國家統一の方策に關しても、統一問題の構造に關しても著しい變化が生じてくる。即ち第一に注目せられるのは、國王の絶對權を強調して、特にザクセン公國の獨立傾向に高壓を加へ、その特殊地位を否定せんとする方策が、すでにハインリッヒ三世（一〇三九—一〇五六年）の時に始められ、ハインリッヒ四世（一〇五六—一一〇六年）に至つて強化せられてゐるといふ事實である。その高壓政策がザクセン公國上下の憤激を誘發し、遂に一〇七三—一〇七四年の反亂となつた経過は爰に述べる限りではないが（J. W. Thompson: Feudal Germany, 1928, pp. 185-216）、此の反亂に際して、ウォルムス以下のライン諸都市が國王と新たな政治的連繫を有するに至つたことは（増田四郎氏前掲論文、社會經濟史學、七ノ七、三五頁以下）、國家統一問題の角度からも注意する必要がある。

13
しかしながらザクセン經營に示された右の變化よりも更に重要な變化は、今や聖界勢力をば國家統一の政治的手段として援用しがたくなつてきた點に存する。即ち此の變化は、修院改革と同時に教權至上を主張するクリュニー運動精神の體現者ヒルデブランドが、一〇七三年教皇グレゴール七世となるに及んで明瞭且つ端的に現れ、一〇七六年以來王ハインリッヒ四世との間に、所謂『敘任權爭議』の形をとつて教權と王權との激烈な對立、抗争が生じる。此の

際、クリュニー運動には頭初から多分の政治的中核が存在してゐたと斷じて、從來の、「非政治的なる」クリュニー改革運動と『政治的なる』グレゴールの運動との間に區別を設けやうとする通説に反對したブラックマン教授の研究が存することに注意を拂ふ要がある (A. Brackmann: Die politische Wirkung der klunizienischen Bewegung, HZ, Bd. 139, 1928, S. 3147)。クリュニー運動が純然たる精神運動でないやうに、敘任權爭議も單なる教會法及び教會制度上の論争ではなく、直ちに國家統一の問題に結びついてくる。今や、國家統一の問題は、十世紀における如き、諸公國の獨立傾向をいかにして牽制するかといふやうな、單純なものではない。敘任權爭議をば有利に展開せしめんとする教皇と、此の機に乗じて國王の絶對的地位を倒壊せしめんとする獨逸諸公及び貴族とは、相結んで一〇七七年以來數次に涉つて對王を擁立する。此の形における國內分裂の危機は、一應武力によつて解消せしめることができたのみでなく、一〇八四年、ローマの攻略、ローマ帝冠の獲得、グレゴール七世の驅逐に成功したけれども、教皇ウルバン二世の下に、南伊ノルマンの諸豪、トスカナの女伯マチルデ、ロンバルディアの諸都市に、更に南獨の諸侯も加はつた複雑多彩な大同團結が成立すると(一〇九三年)、ハインリッヒ四世の勢力も倒壊せざるを得なくなり、爾來獨逸國王の伊太利支配は一應休止状態に入る。敘任權爭議の政治的結果は、單にオットー一世以來の獨逸國王による伊太利支配が停止せられるに至つた點のみ存するのではない、獨逸國內に於ける國王の地位が司教等の向背によつて決せられることになつた點にも存するのである、ザクセンのロタール(一二二五—一三三七年)、シュタウフェン家のコンラッド三世(一一三八—一二五二年)は何れも司教勢力に支持せられて始めて王位に即くことができたのである。オットー諸王の時代とは逆に、今や國王は聖界貴族の傀儡となり、國內紛争處理の能力を失ふに至る。

以上の觀察と同時に、その國內紛争なるもの内容が、大小各種のレーエンを對象とする封建貴族の鬭争を主とするものであること、又、聖界貴族の地位は敍任權争議を経て明瞭にレーエン法的性格を取得し來り、その意味で聖界貴族と俗界貴族との從來の對立は消失するに至つたこと (J. W. Thompson: *Feudal Germany*, 1928, p. 302; K. Hanpe: *Abendländisches Hochmittelalter, Propyrien-Weltgeschichte*, III. Bd., 1932, S. 422.) とを、注意して置く必要がある。フューダリズムの完成をランデスヘアリックカイトの成立に即して考へんとせられるドーブシュ教授も、獨逸フューダリズムの機縁を敍任權争議に求めてゐられるのである (A. Dopsch: *Beneficialwesen und Feudalität*, *MoIG*, Bd. 46, S. 33, 35.)。要するに、獨逸は敍任權争議を経て今や、佛蘭西がすでに十世紀以來經驗し來つた封建的分裂に類する危機に當面することとなつたと、考へてよいのではなからうか。

かくの如き國內のアナキー状態に終結を與へて獨逸國內の統一を確保し、一旦失はれた伊太利における支配權を回復して帝國の再興をなすといふ難事業を擔當し、且つその任務を果したものは、シュタッフエン家の、バルパロッサと稱せられるフリードリッヒ一世 (一一五二—一一九〇年) である。米國における歐洲中世史の權威トンプソン教授は、此のフリードリッヒの政策を評して『一部はローマに一部は教會に由來した帝國主義の空漠にして仰々しい諸觀念』と言はれ (J. W. Thompson; *Feudal Germany*, 1928, XV.)、又、その『シーザリステイックな狂氣沙汰とローマ法應用熱とは中世獨逸最良の政治傳統を破壊するものであつた』とも極言せられる (同書、二七七頁)。それと同時に王の政敵ウェルフェン家のハインリッヒ獅子公に對しては、傳統的自由尊重の聯邦主義者の如くに觀て、あらゆる諛辭

を惜まれない、曰く『獅子公は伊太利に於ける功なくして費用のかゝる戦争には反對であつた……。彼は獨逸國民の偉大なる事業は獨逸内で達成せらるべく、アルプスの彼方においてせらるべからずと信じてゐた。彼は前方を向いた政治に信頼して居り、允可を求めて古代ローマはおろか、カール大王の方を振返つてみる政治にすら信頼を寄せてゐなかつた。彼の信ずるところによれば、封建國家は、一切の封建社會と同様に、契約によつて結合せられる、王は當然に絶對君主なのではなくその臣民の權利と自由によつて拘束せられる、國王大權は限界のあるものであつて、失政又は暴政は反亂を正當化するものである。彼は、獨逸王國を構成する歴史的諸公國のステーツライトに信頼を置いてゐた——』(同書、二七七一—八頁)。

アメリカの共和論者と新興獨逸國家の關係とが、フリードリッヒ一世以下の皇帝政策について共通の見解を有つてゐられるのは、甚だ微笑ましい情景である。しかしながら、歴史的事實は必ずしもトンブスン教授の主張には一致しないやうである。教授の見解によれば、バルバロッサ帝と獅子公、シュタッフエン家とウエルフェン家、此の兩雄は單に政權の故に争ふのではない、その對立抗争は、國家及び政治の制度及び思想のあらゆる點に關して行はれたものと觀られ、國家統一の問題に約して言へば、獨逸王國を犠牲にするローマ帝國の世界的統一か、帝國を放棄する獨逸王國の國內統一か、の抗争とも觀られよう。しかしながら事實は正にその如くなのであらうか。バルバロッサ帝と獅子公との双方に關して、更に吟味すべき點が多いのではなからうか。

爰に、『獨逸皇帝政策』に關する無数の新研究を擧げて、此の問題に對する決定的態度を定めることは、此の拙文の能くするところではない、僅かに若干の新文獻を指摘して拙文主題勘考の資に供しよう。先づフリードリッヒ一世

の國家觀については、之れを單純に中世におけるローマ思想の展開、帝國復活の理念の問題とは見ず、強大なる君主権力と行政の中央集權化とを共通特徴とするノルマン諸國家建設の影響と觀る、ブラックマン教授の新研究を顧る必要がある (A. Brackmann: Die Wandlung der Staatsanschauungen im Zeitalter Kaiser Friedrichs I., HZ, Bd. 145, 1931, S. 118)。これは『古代の影響は十二世紀に於ても、後れてフリードリッヒ二世帝の時代においても、或る種の觀念及び思考 (sacrum imperium, crimen laesae maiestatis等) の形成と、官邊フブリチステイクや私的な文筆作品における表現形式との上に局限せられて居り、實際政策は之れと全く異つたもの、即ち當代の頗る現實的な觀照と必要とによつて規定せられてゐた』(前掲論文、二頁)といふ教授の前提がある。此の示唆に當む前提及び上掲の結論の他に、ハインリッヒ獅子公自體が『ノルマン風の君主態度』を持つてゐることが同論文中に強調せられてゐるのは(八頁以下)、特に注目に値する。降つてフリードリッヒ二世(一二二二—一二五〇年)の國家觀の問題となると、古代思想の復活の他に、東洋思想影響の有無が問題となり、その影響を考へようとするカントロウイッツ氏 (E. Kantorowicz: Kaiser Friedrich der Zweite, Erg. Bd, 1931) と之れを否認しようとするブラックマン教授との間に、激烈論争が展開せられた (A. Brackmann: Kaiser Friedrich II. in "Mythischer Schau", HZ, Bd. 140, 1929, S. 634-649; E. Kantorowicz: "Mythenschau." Eine Erwiderung, HZ, 141, 1930, S. 457-471; A. Brackmann: Nachwort, ibid., S. 472-8. Vgl. K. Hampe: Das neueste Lebensbild Kaiser Friedrichs II., HZ, Bd. 146, 1932, S. 441-475)。ヴォーゼ氏は、此の論争に先づ、大體ブラックマン教授の立場から、フリードリッヒ二世の政治的プロパガンダの問題を取扱つてゐられる (O. Vohse: Die amtliche Propaganda in der Staatskunst Kaiser Friedrichs II., 1929)。

しかしながら、かやうな論争は、國家觀の成因や構成要素に關するものなのであつて、諸帝の實際政策が現實政治的契機に發してゐることについては見解の對立なしと見てよい。フリードリッヒ一世について言へば、ウエルフェン家の勢力に對抗して自家の政權を維持し、諸侯の勢力に對して王位を強固ならしめ、特に今や興隆し來つた英佛等の列強に對して獨逸國家の存在を確保すること、伊太利政策を遂行し、聖界勢力の中心をば自己の統制下に置くこととの間には現實的な因果關係が存するのである (J. Haller: Die Epochen, S. 68. ff.; K. Hanpe: Abendländisches Hochmittelalter, Prop. WG., III, S. 473. ff.)。フリードリッヒ一世をば、ハインリッヒ三世等に比して、特に『空漠にして仰々し』とか、『シーザリステイックな狂氣沙汰』と評することは、當らぬと思ふ。

他方、ウエルフェン家のハインリッヒ獅子公の政策については、更に新しく考へ直されたものが多い。獅子公の『ノルマン風の君主態度』に就いては、すでに前掲ブラックマン教授の論文において指摘せられたところであるが、近來二方面からその點が論證せられた。一はヘルバート・マイヤー教授の法制史的考證であり (Herbert Meyer: Bürgerlichkeit und Herrschergewalt unter Heinrich dem Löwen, HZ, Bd. 147, 1938, S. 277-319)、他はリヒャード・シタマン教授の政治史的研究である (Richard Schmidt: Heinrich der Löwe. Seine Stellung in der inneren und auswärtigen Politik Deutschlands, HZ, Bd. 154, 1936, S. 241-284)。之に最近、ヒルデブランド女史の『新研究』(Ruth Hildebrand: Der "sächsische" Staat Heinrichs des Löwen, 1937) をも加へて、ザクセン王國の建設に邁進する獅子公の絶對君主性格は愈々明瞭にせられ來つた觀がある。獅子をもつて己れの象徴としたハインリッヒ公は、政敵バルバラロッサと異ることなき絶對君主として思惟し行動したことを、特に都市自由の問題に寄せつゝ、マイヤー教授は論證せられる。かく

てバルボロッサ帝と獅子公とは、二人ながら、いはゞ新時代の同一類型の、しかも共に偉大なる現實政治家として觀念せられる。その資格においての兩雄の抗爭が英佛流に獨逸國家が統一せられることを阻害したとも考へられるのである。

而かも記して此の點に至ると、絶對君主性格の國家建設を目指してゐるものは果して此の二人のみであらうかが問題となる。十二世紀中葉以降の獨逸諸侯は、尙も敘任權爭議時代の封建諸侯であらうか。十三世紀以來の大小ランデスヘルシャフトは、バルボロッサ帝及び獅子公の國家の、小天地的再現ではないであらうか。もしかく言ひうるとすれば、獨逸國家統一の問題は、その性質と内容上、第三期に入つたとも言ひうるであらう、その第一期とはシュタム諸公國の獨立傾向を中心とするものであり、第二期とは封建的分裂を中心とするものであり、今、第三期とは地方的絶對諸國家の獨立と分立とを中心とするものである。すでに十三世紀中葉までに、獨逸國家統一の問題は、かく三轉したと言へぬであらうか。もとより、その詳細なる論證は、自ら別の形式で行はねばならぬ、本稿では三轉の經過を素描したまでのことである。

(昭和十三年十月二十日)